

うこともあって、日本における報道でもそこが「注目点」のようだったが、1970年の67日間のストライキと比べてみると、GMだけでなくUAWの状況も大きく変化していることに気づく。労働組合員数は当時GMだけで40万人。いまはその6分の1近くに減っている。アメリカに進出してビッグ3と競争する日本やヨーロッパの自動車メーカーの工場はほとんど、労働組合が組織されていない。

かつては、自動車のストライキといえば、チームスターズ（トラック運転手組合）の財政支援もあったという。GMのGは「ジェネラス」（寛大）などと言われるほどに、賃金、医療、年金等の給付、有給休暇など、他の産業に先駆けて

実施したところだ。この十数年間、ビッグ3は、労働者の「チームコンセプト」にもとづく、違法なインフォーマル組織をつくり労務管理（しめつけ）をつよめながら労働組合の影響力をおさえつつ、工場閉鎖・リストラのほか、長時間労働（たとえば、交代制を8時間の3交代制を10時間2交代制に）の押しつけなどをおこなってきた。そしていま、GMなどアメリカの自動車産業は、現代の低賃金・無権利職場の先駆けになっている世界最大の大型小売チェーンのウォルマートの後を追うように、いっそうのコスト削減戦略を、UAWを巻き込みながら進めようとしている。

（おかだ のりお・会員・ジャーナリスト）

「残業代ゼロ! 過労死も自己責任なんて許せない!

私と家族、娘や息子、職場の若い人の働き方アンケート」結果

古田 和子

新日本婦人の会は、創立以来45年間、男女平等・女性の地位向上を目的のひとつにかかげ運動してきました。1989年からは毎年、3月8日（国際女性デー）から4月10日（女性参政権行使の日）までの期間を、男女平等・女性の地位向上にとりくむ「春の行動」して取り組んできました。2007年「春の行動」のとりくみを報告します。

2007年「春の行動」は、政府・財界が執拗に導入をねらっている「ホワイトカラー・エグゼンプション」法案をきっぱり断念させるため、残業問題を中心に「私と家族、娘や息子、職場の若い人の働き方」を調査し、実態を明らかにすることを目的におこないました。実施期間は、2007年3月8日から8月末まで、会員とその家族、職場の同僚など、47都道府県1,205人から回答が寄せられました。

<回答者の属性>

回答者の性別は、女性60.1%、男性39.1%でした。年齢別に見ると、全体では、若い30代が一番多く31.1%、次に50代25.6%、40代18.9%、20代15.8%と続きます。女性は、50代が一番多く34.8%、30代20.4%、40代19.8%、20代13.7%。男性は30代が一番多く48.1%、20代18.7%、40代18.1%と若い人たちから寄せられています（資料1）。「私と家族、娘や息子、職場の若い人の働き方」と位置づけたため、50代の「私の働き方」と合わせて、新婦人の子育て女性の会員が自分の夫、また、親の立場から30代、40代の娘・息子の働かされ方を心配してたくさんの声が寄せられたとみられます。

就業形態は、全体で正社員が62.4%と多く、ついでパート19.2%、派遣社員2.7%、請負0.9%

国際・国内動向

でした。女性では、正社員48.5%について、パート30.7%、派遣2.8%と非正規で働く人が多く回答を寄せています。男性では、正社員が84.0%と圧倒的で、派遣2.6%、パート1.5%、請負1.5%と続きます（資料2）。

職業は、全体ではサービス業17.3%、製造業16.7%、公務11.6%と続きます。女性は、サービス業21.1%、公務13.7%、製造業9.9%、男性では、製造業27.2%、サービス業11.7%、公務8.3%でした（資料3）。

<調査の概要>

1. 月の残業時間

月の残業時間が過労死ラインの80時間を超える人が3.8%

月の残業時間は全体で10時間未満がもっとも多く41.0%、80～100時間未満1.7%、100時間以上が2.1%でした。厚生労働省は、月100時間、または2～6ヵ月平均月間80時間をこえる時間外労働は、過労死ラインとしています。その基準からみても、80～100時間以上の人全体で3.8%もいました。

女性一半数が10時間未満、過労死ライン超えて働く人は30代！

女性は、10時間未満がもっとも多く51.4%でしたが、女性でも過労死ライン80～100時間以上働かされている人が1.0%いました。年代別では、30代が一番多く2.1%、ついで60代で1.3%、50代で1.2%でした（資料4）。また、就業形態では、正社員は1.5%、パート労働者でも0.5%いました。職業別では製造業で2.8%、金融・保険業で2.2%、サービス業で1.3%、公務で1.0%でした。公務労働者で100時間以上の残業をしている人が1.0%いました（資料5）。「外資系の職場は競争がはげしく、成果主義で時間はあってもないがごとく、夜は毎日11時過ぎ、土日は接待や講演会で、たまの休みはずーと眠り姫のよう」（兵庫・20代・正社員・製薬）、「4月から開

所したグループホームの管理者として働くが、今まで20時間限度で出ていた残業代はゼロになり、たった4000円の手当がつくだけになった。管理者としての仕事は通常の仕事が終わってから。早番であろうが遅番であろうが、深夜の1時か2時になり、途中あまりの眠気に耐え切れずコンビニの駐車場で寝てしまう」（宮城・30・正社員・介護）と、過酷な働かされ方をしている若い人の声が寄せられています。

男性—30代、100時間以上も！

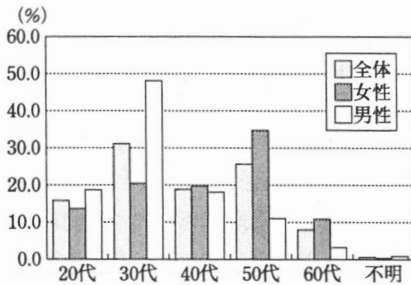
男性では、80～100時間以上の残業をしている人が8.1%。年代別では30代が一番多く11.0%、20代で7.9%、40代で4.7%でした（資料6）。その中で100時間以上残業している人が30代で6.6%、20代で4.5%と、若い人がいつ過労死してもおかしくない状態で働かされてることがわかりました。就業形態では正社員が8.4%、派遣が8.3%と、派遣労働者も正社員と同じように残業をしています（資料7・8）。職種では、飲食が27.3%、金融・保険が15.4%、運輸・通信が15.0%、建設業10.8%とほとんどの職種で2桁の割合を示すことがわかりました（資料9）。「夫の1ヶ月の残業時間は200時間。夜12時に帰り、土日とも出勤。帰って寝るだけ。妻の私は不満です」（山口・30代・正社員・公務）、「息子は入社して1年目は深夜帰宅が続いた。建設現場の監督官で、現場から現場をまわり、机上事務、下請け業者への手配など、なれない仕事をし、精神的、肉体的疲労から『自分の運転している車ごとぶつかってしまったら楽になる』といったときには辞めさせようかと思った」（愛知・20代・正社員・建設）など、長時間過密労働で心も体もおいつめられている状態が伝わってきます。

2. 残業代は支払われていますか

未払いは26.9%

男女あわせて、残業代は払われている50.5%、払われていない30.0%（資料10）。女性では、払わ

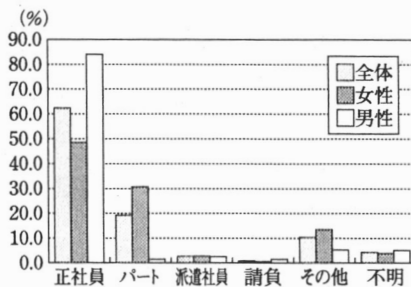
資料1 年代



資料5 女性の月残業時間 (職業別)

	製造業	金融・保険業	サービス業	公務
10時間未満	59.7	48.9	56.9	48.5
10～20時間	8.3	20.0	5.9	15.2
20～30時間	1.4	2.2	5.2	7.1
30～40時間	5.6	13.3	3.9	7.1
40～60時間	4.2	4.4	0.0	5.1
60～80時間	0.0	0.0	2.0	0.0
80～100時間	1.4	2.2	1.3	0.0
100時間以上	1.4	0.0	0.0	1.0
不明	18.1	8.9	24.8	16.2
合計	100.1	99.9	100.0	100.2

資料2 就業形態



資料6 男性の月残業時間 (年代別)

	20代	30代	40代
10時間未満	23.9%	23.0	16.5
10～20時間	22.7%	26.5	29.4
20～30時間	10.2%	13.7	14.1
30～40時間	8.0%	6.6	11.8
40～60時間	9.1%	7.5	7.1
60～80時間	3.4%	5.3	3.5
80～100時間	3.4%	4.4	3.5
100時間以上	4.5%	6.6	1.2
不明	14.8%	6.4	12.9
合計	100.0%	100.0	100.0

資料3 職種

	全体	女性	男性
サービス業	17.3	21.1	11.7
製造業	16.7	9.9	27.2
公務	11.6	13.7	8.3
卸・小売業	6.2	5.4	7.4
金融・保険業	5.1	6.2	2.8
建設業	4.4	2.2	7.9
運輸・通信業	3.9	1.9	6.8
コンピューターソフト開発	2.7	1.1	5.1
飲食業	2.2	2.1	2.3
その他	21.4	26.1	14.7
不明	8.5	10.2	5.7
合計	100.0	100.0	100.0

資料7 男性の月残業時間 (就業形態別)

	正社員	パート
10時間未満	54.4	55.0
10～20時間	15.1	5.0
20～30時間	6.8	2.7
30～40時間	7.1	2.7
40～60時間	4.6	0.0
60～80時間	0.9	0.5
80～100時間	0.9	0.5
100時間以上	0.6	0.0
不明	9.7	33.8
合計	100.1	100.2

資料4 女性の月残業時間 (年代別)

	30代	50代	60代
10時間未満	56.8	52.0	31.6
10～20時間	10.8	9.9	3.8
20～30時間	4.7	2.8	2.5
30～40時間	1.4	4.4	3.8
40～60時間	1.4	4.4	1.3
60～80時間	2.7	0.0	0.0
80～100時間	1.4	0.4	1.3
100時間以上	0.7	0.8	0.0
不明	20.3	25.4	55.7
合計	100.0	100.0	100.0

資料8 男性の月残業時間 (就業形態別)

	正社員	派遣
10時間未満	24.6	16.7
10～20時間	24.8	50.0
20～30時間	13.7	0.0
30～40時間	8.4	0.0
40～60時間	8.1	8.3
60～80時間	3.5	0.0
80～100時間	4.3	0.0
100時間以上	4.1	8.3
不明	8.6	16.7
合計	100.1	100.0

国際・国内動向

れている49.4%、払われていない26.9%、男性では払われている52.1%、いない34.9%と、男女とも支払われているが約5割で、あまりにも低いことがわかりました。残業代は払わずに、そのうえ過労死ラインをこえる働かされ方は、社会的問題ではないでしょうか。「レストラン立ち上げのため残業が多いが、サービス残業は当たり前。特に男性は長時間。女性もかなり体力が必要とされる。いやだったらいつでも辞めてくれるのムードがあります」(千葉・20代・正社員・飲食)

3. その残業代は、はたらいた時間に見合ったものですか

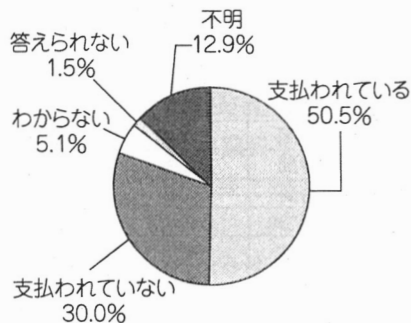
みあっていない26.1%

残業代が働いた時間にもみあっているかの問いには、全体で、みあっていない26.1%、みあっている28.9% (資料11)。女性では、みあっている31.8%、みあっていない19.1%。男性では、みあっていない36.8%、みあっている24.9%でし

資料9 男性の月残業時間 (職業別)

	飲食	金融・保険業	運輸・通信	建設
10時間未満	18.2	38.5	25.0	18.9
10～20時間	27.3	7.7	15.6	18.9
20～30時間	0.0	7.7	12.5	2.7
30～40時間	27.3	7.7	6.3	13.5
40～60時間	0.0	7.7	6.3	8.1
60～80時間	0.0	7.7	3.1	8.1
80～100時間	9.1	0.0	6.3	8.1
100時間以上	18.2	15.4	9.4	2.7
不明	0.0	7.7	15.6	19.0
合計	100.1	100.1	100.1	100.0

資料10 残業代の支払い (全体)



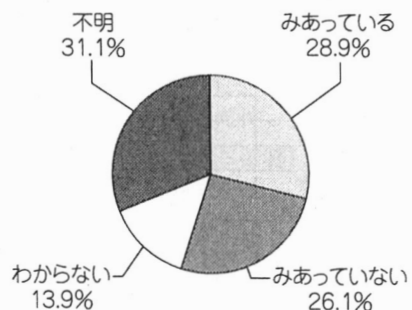
た。特に男性は過労死ラインを超えてはたらかされているのにもかかわらず、その働き分のみあった残業代が支払われていません。寄せられた「私の要望」の中には、「管理職ということで時間外手当は支払われていない」(千葉・男性・30代・正社員・飲食)、「人員が少ないなかでの現場の管理職は、管理職としての仕事と、実際の現場作業も負わされている。管理職手当=時間外手当ではないことはわかっているが、社会全体の中では当たり前という流がある。会社側にそのことを徹底してもらいたい」(千葉・30代・男性・正社員・飲食)と、名目上「管理職」で残業代が得られなくなったという声が多くありました。

4. 「ホワイトカラー・エグゼンプション」制度を知っていますか

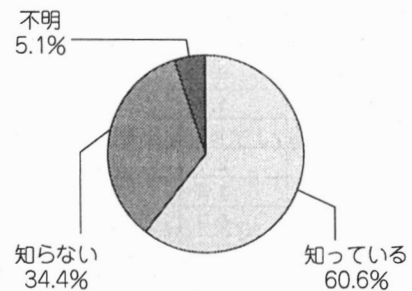
制度を知っている62%

男女ともに制度を知っている人が60.6%、知

資料11 残業代はみあっていますか (全体)



資料12 ホワイトカラーエグゼンプション制度を知っていますか (全体)



らない人が34.4%いました(資料12)。「労基法36条が守られていない。成果主義のもとに長時間労働がなしくずしにふえている。ホワイトカラー・エグゼンプションを導入しなくとも、成果主義の名のもとにうごいている。絶対にホワイトカラー・エグゼンプション制度はダメ!」(香川・女性・50代・正社員・製造)、「ホワイトカラー・エグゼンプション制度が導入されると、まさに我が家は対象となる。生活できなくなる」(茨城・30代・正社員)と、「残業代ゼロ! 過労死促進法案」としてマスコミにも大きく取り上げられたため、6割の人が政府財界の狙いを知り、政府に2007年の通常国会上程を断念させる力になったと思われます。

調査を終えて

「働き方アンケート」からは、男女問わず、過労死ライン(月80時間以上)を超える働き方が蔓延し、特に若い男性が長時間・過密労働を強いられている実態が改めて浮き彫りになりました。厚生労働省は2002年より「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を出し、対策をすすめているといっていますが、いっこうに是正されていません。労働時間の規制強化と生活できる賃金、残業代割増率アップなど実効ある対策が急がれます。

特に30代、40代の若い子育て世代の働かされ方が、「子育て(小3、小5、2歳)と仕事の両立が大変で、休めば首になる」「子どもと接する時間がない」「仕事が忙しすぎて離婚した」など家庭や子育てと両立できないほど深刻さを増し

ていることが明らかになりました。政府はワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)を推進するとしていますが、仕事と家庭の調和を図るのなら企業任せにせず、国の政策として1日も早く長時間・過密労働をなくすことが求められます。舛添厚生労働大臣が、日本版ホワイトカラー・エグゼンプション制度を『家族団らん法』と名前を変えて」と指示したという報道されましたが、そんなごまかしは許されません。

「管理職」という名目だけ与え、残業代を支払われず、ただ働きをさせられている人がたくさんいることも明らかになりました。名目だけの管理職の実態を告発し、サービス残業根絶を求めていきましょう。

財界・政府は労働者をさらに安く効率的に使うために、労働者保護の法律を切りくずす「労働ビッグバン」をすすめるようとしています。そのねらいを隠そうと「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)」をうちだし、ワーク・ライフ・バランス憲章の策定を急いでいます。新日本婦人の会第23回全国大会では、「人間らしく働ける職場を」として若い世代、パートや派遣、産業別など工夫して交流の場をもち、だされた要求で働く権利の学習や相談、労働組合との連携、仲間づくりをすすめるよう」と決めました。国際的に見ても異常な日本の働かされ方を見直し、男女ともに人間らしい労働条件、賃金・社会保障の拡充を求めて運動をしていきたいと思います。

(ふるた かずこ・新日本婦人の会 男女平等・女性の地位向上部部長)